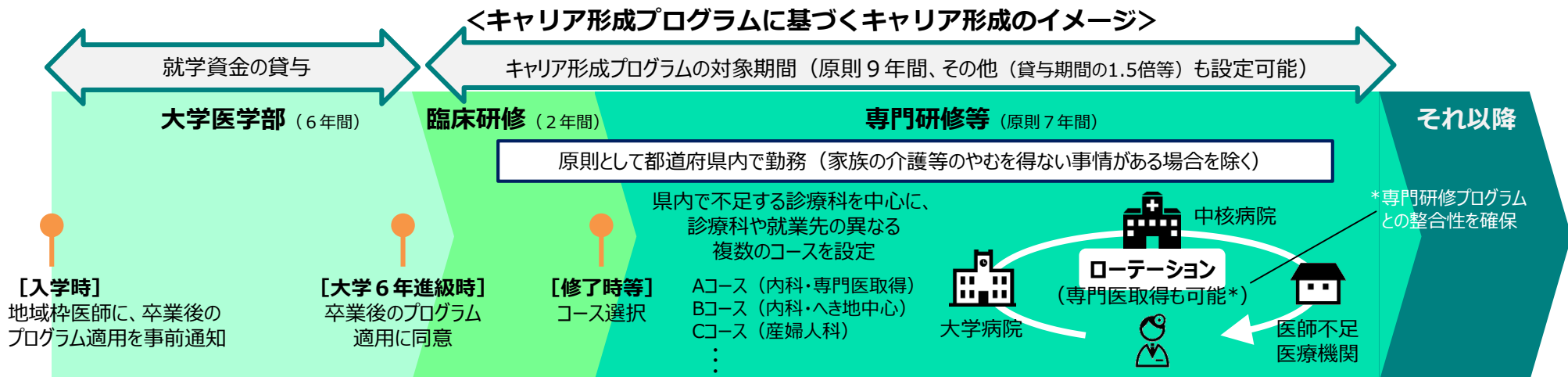


# 熊本県医師修学資金貸与医師 キャリア形成プログラムの更新について

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている。

※医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により地域医療支援事務として医療法に明記  
キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則（省令）及びキャリア形成プログラム運用指針（通知）に規定



## ＜キャリア形成プログラムの対象者＞

- 地域枠医師（選抜方式は別枠方式）
- 自治医科大学卒業医師（平成30年度入学者までは任意適用）
- その他プログラムの適用を希望する医師

## ＜キャリア形成プログラムに基づく医師派遣＞

大学による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会で派遣計画案を協議

※地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する  
※理由なく公立・公的医療機関に偏らないようにする

## 対象者の地域定着促進のための方策

### ＜対象者の納得感の向上と主体的なキャリア形成の支援＞

- 都道府県は、学部生段階から地域医療や職業選択について考える機会を対象者に提供し、適切なコース選択を支援する
- 都道府県は、対象者の希望に対応したプログラムとなるよう努め、診療科や就業先の異なる複数のコースを設定する
- 都道府県は、コースの設定・見直しに当たって、対象者からの意見を聴き、その内容を公表し反映するよう努める
- 出産、育児等のライフイベントや、海外留学等の希望に配慮するため、プログラムの一時中断を可能とする（中断可能事由は都道府県が設定）

### ＜プログラム満了前の離脱の防止＞

- キャリア形成プログラムは都道府県と対象者との契約関係であり、対象者は満了するよう真摯に努力しなければならないことを通知で明示
- 一時中断中は、中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認（中断事由が虚偽の場合は、契約違反となる）
- 都道府県は、キャリア形成プログラムを満了することを、修学資金の返還免除要件とする（家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除く）
- 都道府県は、修学資金について適切な金利を設定する

# キャリア形成プログラムとは

## キャリア形成プログラム策定の経緯

- 平成30年7月に改正された医療法の規定に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的として、各都道府県において「キャリア形成プログラム」を策定することとされた。

## 本県におけるキャリア形成プログラム（現行）

- 令和2年1月に「熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラム」を策定。
- 医師修学資金貸与学生・医師（以下、「地域枠学生・医師」とする。）が義務年限満了までの将来の地域勤務をイメージし、不安解消につなげるため、本プログラムには、勤務ルールその他、専門研修基幹施設及び基本領域ごとに、将来勤務する医療機関を記したコース例を掲載している。
- 形成外科、リハビリテーション科を除く17診療科の25コースを掲載。
- プログラム対象期間は、修学資金の返還免除のために知事指定医療機関での勤務が必要な期間（義務年限満了まで）。
- 地域で不足する医師の確保につながるよう、コースは毎年見直しを行う。

## キャリア形成プログラムの更新及び公表について

- キャリア形成プログラム運用指針（厚生労働省医政局長通知）において、都道府県は、キャリア形成プログラムのコースを新たに設定又は変更しようとする場合は、その案を地域医療対策協議会に提示し協議を行うこととされているため、本日お諮りするもの。
- 本日の地域医療対策協議会で協議が調った事項に基づき、キャリア形成プログラムを更新（変更）し、県のホームページで公表するとともに、対象となる地域卒学生・医師に周知する。

<参考>『キャリア形成プログラム運用指針』（令和元年7月5日付医政発0705 第5号） ※一部抜粋

### 3. キャリア形成プログラムの策定等の手続

#### (1) 地域医療対策協議会における協議

都道府県は、毎年度、キャリア形成プログラムの内容を改善するよう努め、コースを新たに設定又は変更しようとする場合は、その案を地域医療対策協議会に提示し、協議を行うこととする。

#### (3) 策定等及び公表

都道府県は、都道府県が行う医師派遣と大学が行う医師派遣の整合性の確保を図ることや、派遣される医師本人のキャリア形成の機会を確保すること等の改正法の趣旨が十分に果たされるよう、毎年度9月末までを目安に、(1)の協議が整った事項に基づき、キャリア形成プログラムのコースの策定又は変更を行い、その内容を公表するものとする。

# 今回の更新について①

## 更新にあたっての基本方針

### 1 コース作成（更新）対象

令和3年度に専攻医の募集を行った19診療科35専門研修プログラム

### 2 キャリア形成プログラムの掲載対象とする要件

更新後のキャリア形成プログラムに掲載できるのは、以下の【要件1】、【要件2】の両方を満たす診療科（専門研修プログラム）とする。

【要件1】 地域枠医師がスムーズに義務年限を満了できるよう、専門研修プログラムの連携施設等として知事指定医療機関が少なくとも1医療機関以上は含まれており、かつ当該連携施設等での研修期間が1年間以上可能であること。  
※カリキュラム制を採用する場合を除く。

【要件2】 以下の①、②のいずれかを満たし、当該診療科を選択した場合に地域枠医師が義務年限を満了できること。

① 第2グループで当該診療科医として勤務先がある。

② 第2グループで当該診療科医として勤務先がない場合、その期間中、一般内科医や総合診療医として勤務できる（その場合でも、専門医資格の更新が可能である）。

⇒ **義務年限中の地域勤務とキャリア形成の両立が可能な診療科（専門研修プログラム）のみ掲載する。**

### 3 更新の内容

- 専門研修期間中の連携施設等や専門研修修了後の勤務先について、最新の状態に反映。
- 各コースは、モデルコースのため、各診療科の実態に即した形で可能な限り最短で義務年限を満了する形で作成。
- 地域医療・総合診療実践学寄附講座作成の新しいキャリア支援策「総合診療特別研修プログラム」についても、キャリア支援策の1つとして掲載。

## 今回の更新について②

### 対象学生・医師からの意見聴取・意見対応

- 国の運用指針に基づき、キャリア形成プログラムの既存のコースの内容や、新たに設定又は変更しようとするコース案の内容について、対象となる地域卒学生・医師との意見交換会を実施（R3.11.27開催。対象者84名のうち18名参加。）するとともに、対象者全員に対し、書面での意見聴取を行った。（R3.11.16～R3.12.10実施。1名から意見書提出あり。）
- 意見については、次頁のとおり対応することとし、その内容を対象者全員に共有した。

<参考>『キャリア形成プログラム運用指針』（令和元年7月5日付医政発0705 第5号） ※一部抜粋

### 3. キャリア形成プログラムの策定等の手続

#### (2) 意見聴取

- ア 都道府県は、キャリア形成プログラムの既存のコース内容や、新たに設定又は変更しようとするコース案の内容について、対象医師及び将来対象となることが見込まれる学生（以下「対象予定学生」という。）の意見を聴くものとする。
- イ 都道府県は、意見聴取を開始する旨を対象医師及び対象予定学生に通知するとともに、必要に応じ、キャリア形成プログラムの内容や地域医療対策協議会における協議状況等に関する説明会を開催する等により、対象医師及び対象予定学生が都道府県に意見を述べることができる環境を整えるものとする。
- ウ 意見聴取は、キャリア形成プログラムの各コースについてそれぞれ行うものとする。
- エ 都道府県は、対象医師及び対象予定学生から意見を聴いたときは、当該意見を地域医療対策協議会に報告し、キャリア形成プログラムの内容に反映させるよう努めるとともに、当該意見の内容を公表することとする。

## <意見の概要及びその対応>

### 意見の概要(意見書提出分)

- 診療科毎のコース例があるのは、わかりやすかった。さらに先輩医師の実例があれば、よりイメージがしやすいのではないか。

【地域枠学生（5年生）】



### その対応

- 本プログラムは、地域枠学生・医師が義務年限満了までの将来の地域勤務をイメージし、不安解消に繋げることを目的としており、診療科（専門研修プログラム）毎に最短で義務年限を満了するモデルコースを掲載しているところである。
- 御意見のとおり、先輩医師の実例を地域枠学生及び若手の地域枠医師が知ることは有益であるため、今後、熊本大学の「地域医療ゼミ」等に先輩医師を招き、実例の紹介や意見交換する場を設けることとする。

## 主な変更点

### 1 コースの新規追加

- 熊本大学病院専門研修プログラムコース（リハビリテーション科）  
【新規追加理由】R3年度から専門研修プログラムを開始したため。
- 済生会熊本病院専門研修プログラムコース（救急科）  
【新規追加理由】コース掲載対象の要件を満たしたため。
- 総合診療特別研修プログラムコース  
【新規追加理由】新しいキャリア支援策として、R2年度から開始したため。

⇒ **掲載されているコースが18診療科28コースに増加**

### 2 コースの一部変更（軽微な変更も含む。）

- 熊本大学病院専門研修プログラムコース（総合診療、内科、外科、精神科、皮膚科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、脳神経外科、救急科、麻酔科、放射線科、臨床検査）
- 熊本医療センター専門研修プログラムコース（救急科）
- 熊本赤十字病院専門研修プログラムコース（救急科）
- 済生会熊本病院専門研修プログラムコース（内科）

⇒ **キャリア形成支援の実態を反映し、想定される勤務先等を最新の情報に更新**



# ＜参考＞地域枠医師のコース選択状況（R4.4見込、計42名）

＜参考＞『キャリア形成プログラム運用指針』（令和元年7月5日付医政発0705 第5号） ※一部抜粋

## 4. キャリア形成プログラムの適用

(2) カ 都道府県は、各コースの対象医師による選択状況を公表するものとする。

### コース別

#### ＜熊本大学病院＞

	コース名	選択者数(人)
1	総合診療コース	4
2	内科コース	12
3	外科コース	4
4	小児科コース	3
5	産婦人科コース	2
6	精神科コース	4
7	皮膚科コース	1
8	眼科コース	1
9	耳鼻咽喉科・頭頸部外科コース	0
10	泌尿器科コース	1
11	整形外科コース	2
12	脳神経外科コース	2
13	救急科コース	0
14	麻酔科コース	2
15	放射線科コース	3
16	病理コース	0
17	臨床検査コース	0
18	リハビリテーション科コース	0

#### ＜熊本医療センター＞

	コース名	選択者数(人)
1	総合診療コース	0
2	内科コース	0
3	救急科コース	0

#### ＜熊本赤十字病院＞

	コース名	選択者数(人)
1	総合診療コース	0
2	内科コース	1
3	救急科コース	0

#### ＜済生会熊本病院＞

	コース名	選択者数(人)
1	内科コース	0
2	救急科コース	0

#### ＜人吉医療センター＞

	コース名	選択者数(人)
1	総合診療コース	0

#### ＜参考＞

	コース名	選択者数(人)
1	総合診療特別研修プログラムコース	0

### 診療科別

	診療科名	選択者数(人)
1	総合診療	4
2	内科	13
3	外科	4
4	小児科	3
5	産婦人科	2
6	精神科	4
7	皮膚科	1
8	眼科	1
9	耳鼻咽喉科・頭頸部外科	0
10	泌尿器科	1
11	整形外科	2
12	脳神経外科	2
13	救急科	0
14	麻酔科	2
15	放射線科	3
16	病理	0
17	臨床検査	0
18	リハビリテーション科	0
19	形成外科	0